



平成 28 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社タクミナ
代表者名 代表取締役社長 山田 信彦
(コード 6322 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員管理部長 吉田 裕
(TEL 06-6208-3971)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 18 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 28 年 6 月開催予定の第 40 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、平成 28 年 2 月 19 日開催の取締役会において、取締役会の監督機能の強化及びガバナンス体制の一層の強化をはかる観点から、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) により可能となりました新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 6 月 24 日

以 上

【別紙】

定款の新旧対応表

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(機関の設置) 第 4 条 当会社は、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> 及び会計監査人を置く。	(機関の設置) 第 4 条 当会社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及び会計監査人を置く。
第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 17 条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 17 条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、7名以内とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。)</u> は5名以内とする。
(選 任) 第 18 条 (新設) 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	(選 任) 第 18 条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。 2. 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

<p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 19 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 <u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>2. <u>増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠により選任された監査等委員の任期は、他の監査等委員の残任期間と同一とする。</u></p>
<p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないとときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p>第 23 条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。</p>

(員 数)	<u>(削除)</u>
第 23 条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(選 任)	<u>(削除)</u>
第 24 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(任 期)	<u>(削除)</u>
第 25 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> 第 24 条 <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u>
(常勤監査役)	<u>(削除)</u>
第 26 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> 第 25 条 <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
<u>(監査役会)</u>	<u>(削除)</u>
第 27 条 <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。</u> ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続</u>	<u>(削除)</u>

を経ないで監査役会を開くことができる。

3. 監査役会の運営その他に関する事項について
は、監査役会の定める監査役会規則による。

(新設)

(新設)

第 6 章 取締役及び監査役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 当会社は、取締役会の決議をもって取締役
(取締役であった者を含む。) 及び監査役 (監査役
であった者を含む。) の当会社に対する損害賠償責
任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、
取締役 (業務執行取締役等であるのを除く。) 及び
監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を
法令の定める限度まで限定できる契約を締結する
ことができる。

(削除)

(監査等委員会の決議方法)

第 26 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半
数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規則)

第 27 条 監査等委員会の運営その他に関する事項
は、法令または定款のほか、監査等委員会の定
める監査等委員会規則による。

第 6 章 取締役の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第 28 条 当会社は、取締役会の決議をもって取締
役 (取締役であった者を含む。) の当会社に対する
損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除す
ることができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定によ
り、取締役 (業務執行取締役等であるのを除く。)
との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法
令の定める限度まで限定できる契約を締結す
ことができる。